

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和 7 年度大町市公式ポータルアプリ構築業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の趣旨

大町市（以下「本市」という。）が提供するデジタルサービスを一元管理することで、分散した行政サービスへのアクセス性を高めるとともに、利用者の属性に合わせて本市の地域情報や観光情報、防災情報等を迅速かつ効率的に配信することで、市民の利便性・快適性の向上を図るポータルアプリの構築を行う。

2. 業務概要

（1）業務名称

令和 7 年度 大町市公式ポータルアプリ構築業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の内容

「大町市公式ポータルアプリ構築業務仕様書」に定めるとおりとする。

（3）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

（4）アプリリリース日（利用開始日）

令和 8 年 3 月 1 日

（5）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額：19,000,000 円

上記金額には、アプリの導入構築及び令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までのアプリ利用に必要なすべての経費を含む。ただし、アプリ利用料は上限を月額 200,000 円とする。なお、保守運用を含むアプリ利用契約は別途締結する。

また、導入構築期間は保守運用が発生しないものとし、上限を超えての提案は無効とする。

3. 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 法人格を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができ、一連の業務を確実に遂行できること。

- ④ 自治体向けポータルアプリに精通し、過去5年以内に、地方公共団体において、本案件と同種類の自治体向けポータルアプリの構築及び運用の業務を元請けとして受託し、契約を履行完了した実績があること。
- ⑤ 大町市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条（1）～（2）の規定に該当しないこと。

4. 参加申込みの留意点

（1）プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（3）使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（4）提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。また、本市は、提供された書類は取り扱いに注意するとともに、提出者に無断で本プロポーザルにかかる検討以外の目的で使用することはない。

（5）その他

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

5. プロポーザル実施のスケジュール

公告から契約締結までの実施スケジュールを以下に示す。

- ・実 施 公 告 日：4月7日（月）
- ・質 問 書 提 出 期 限：4月14日（月）午後5時まで
- ・質 問 書 回 答 期 限：4月17日（木）
- ・一 次 審 査 書 類 提 出 期 限：4月21日（月）午後5時まで
- ・一 次 審 査 （ 書 類 審 査 ）：4月22日（火）
- ・一 次 審 査 結 果 通 知 日：4月23日（水）
- ・二 次 審 査 書 類 提 出 期 限：5月16日（金）午後5時まで
- ・二 次 審 査 （ プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ）：5月27日（火）午後1時より
- ・最 優 秀 提 案 者 の 決 定：5月30日（金）
- ・業 務 委 託 契 約 締 結：6月中旬

6. 参加申請、提出書類等について

- ・本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の表に掲げる書類を別紙「提案企画

書等作成要領」に基づき作成の上、各受付期間内にメールにより、データで大町市役所情報交通課DX推進係まで提出すること。

※メールによる提出が難しい場合は提出書類のデータを保存した記録媒体を持参、郵送又は宅配便で提出すること。

【提出書類一覧】

名称		規格	制限ページ数
一次審査	参加申込書	様式第1号	1ページ
	納税に関する証明書	任意	制限なし
	機能要件調査票	様式第2号	制限なし
	機能要件説明書	A4（任意）	25ページ
二次審査	企画提案届出書	様式第4号	1ページ
	企画提案書	A4（任意）	40ページ（鑑を除く）
	作業スケジュール案	A4またはA3（任意）	制限なし ※令和8年3月1日アプリリリースで作成すること
	提案見積書	様式第5号	1ページ
質問書		様式第3号	制限なし
辞退届		様式第6号	1ページ

◆書類の提出先

大町市役所総務部情報交通課DX推進係

〒398-0002 長野県大町市大町 3872-7（大町市総合情報センター）

TEL：0261-21-3800 FAX：0261-21-3801

Mail：center@city.omachi.nagano.jp

7. 質問等の受付について

（1）質問書（様式第3号）の提出

質問がある場合は、令和7年4月14日（月）午後5時までに指定の様式（様式第3号）を用いて電子メールにより大町市役所情報交通課DX推進係まで提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

回答は、令和7年4月17日（木）までにメールにて回答する。

質問内容によって公平性を保てないと本市が判断した場合は回答を行わないことがある。

8. 受託者の選定について

（1）審査委員会の設置

受託者の選定のため、大町市公式ポータルアプリ構築業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

（２）審査方法

本プロポーザルは、以下の２種類の審査を実施する。

① 一次審査（書類審査）

審査基準に基づき機能要件調査票について審査して点数化し、合計得点で優秀な３者が二次審査に進めるものとする。なお、得点が並んだ場合は両者が進めるものとする。

市長は、上記により選定された提案書等の提出者に対して、選定された旨をメールで通知するとともに、選定されなかった者に対して、その理由を付して通知する。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

② 二次審査（プレゼンテーション）

審査委員会が、プレゼンテーション及び質疑応答に対して「企画提案書等評価要領」に基づき評価を行い、最優秀提案者及び次点者を選定する。

市長は、上記により最優秀提案者に選定された旨を５月末までにメールで通知するとともに、選定されなかった者に対して、その理由を付して通知する。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

実施日：令和７年５月２７日（火）午後１時より

実施場所：大町市総合情報センター２階 テレビ会議室

説明人数：５人以内（プロジェクト責任者及び本業務の窓口となる営業担当者を含めること。）

時間配分：説明 20 分以内、質疑応答 20 分程度

※実施日時等の詳細は一次審査の結果とともに、別途通知する。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書を用いることを基本とする。

※アプリの機能説明においては、デモンストレーションを行うなど、視覚的に分かりやすくなるよう努めること。

※65 インチのモニターを使用し、モニターへの接続は HDMI とする。モニターは本市で用意するが、パソコン等必要なものは企画提案者が用意すること。

※企画提案者の数によっては、日程及び時間配分を変更する場合がある。

※審査結果の通知を行うまで電話、メール等による問合せには応じない。

※審査委員会の委員の合計評価点が満点の６割に満たない場合は、最優秀提案者及び次点者を選定しない。

９．契約締結に向けての交渉

契約締結に向けて、最優秀提案者と仕様書等の詳細について協議し、協議が整った場合は受託候補者と決定する。協議の際、企画提案書に記載された事項並びにプレゼンテ

ーション及び質疑応答の内容は、本市が提示する業務仕様書とともに、契約締結時の仕様書に含めるものとする。

なお、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により、項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。また、協議が整わない場合は、総合点数の高い者から協議を行い、受託候補者を決定する。

受託候補者を決定した場合は、仕様に基づく見積書を徴した後、予算の範囲内で随意契約の方法により契約を締結し、受託者とする。

10. その他

- ① 参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を使用し、企画提案書及び提案見積書等の提出期限（令和7年5月16日（金）午後5時必着）までに、大町市役所情報交通課DX推進係へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。
- ② 本市がやむを得ない理由があると判断した場合は、本プロポーザルを中止する場合がある。この場合において、参加等に係る経費は、参加者の負担とする。
- ③ 受託者は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき、本業務を履行しなければならない。
- ④ 受託者は、今後本市が発注するその他の業務について入札参加の制限を受けない。
- ⑤ 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- ⑥ 次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類の提出期限に遅れた場合

エ 機能要件の内容を満たしていない場合

オ 見積書が提案上限額を越えている場合

カ 選定の公平性を害する行為があった場合

キ アからキまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合